

保育料算定及び階層認定について

0歳～2歳クラスの保育料（利用者負担額）は、次の項目に基づき決定しています。

令和元年10月より3歳クラス以上の保育料は**無償化**されましたが、ご負担いただく給食費の副食費分の減免は、税額及び世帯の状況により決定します。



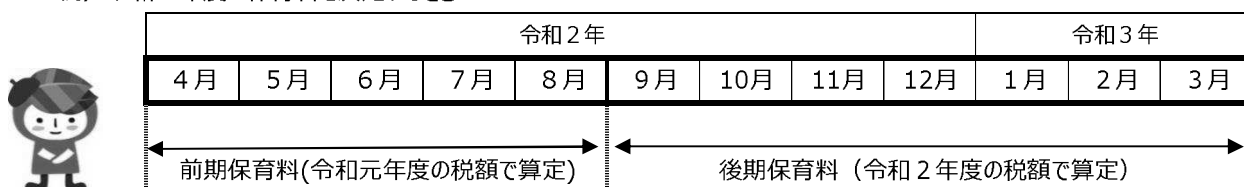
保育料算定及び階層認定の方法（以下「保育料」で説明します）

① 保護者の市町村民税額と、世帯の状況で決まります。

児童と同じ世帯で、生計をひとつにしている保護者の市民税所得割額の合計額により、那覇市の「階層別保育料算定表」に基づいて算定します。

また、前期保育料（4～8月分）は令和元年度の税額で算定し、後期保育料（9～3月分）は令和2年度の税額で算定します。

例）令和2年度の保育料を決定するとき



② 保育料の変更について

課税額の変更や世帯状況の変化が保育料に影響する場合（次の③～⑥参照）は、状況に応じて変更申請をお願いします。ただし、保育料の変更は申請のあった翌月からの適用となりますので、減額対象となる事項についてはお早めに申し出ください。

③ 保護者の課税情報が確認できないときは、保育料が最高額になります

1) 保護者が市外在住だった世帯

当該年の1月1日時点で那覇市在住でない方は、課税情報が確認できないため最高額で決定します。

正しく保育料を算定するためには、次のア～ウのいずれかをご提出ください。

※ 保護者2人も市外在住だった場合は2人分必要です。（非課税や扶養控除に入っている場合も必要です。）

ア) 個人番号提供書（P10参照）・・・住んでいた市町村の課税情報を閲覧し、保育料を算定します。

※ 未申告などにより確認が取れない場合は、市民税課税証明書の提出を求める場合がございます。

イ) 住民税課税証明書・・・住んでいた市町村から発行された証明書で課税額を確認し、保育料を算定します。

ウ) （国外就労の場合）年間収入を証明する書類・・・収入額を日本円に換算し、保育料を算定します。

2) 保護者が収入申告を行っていない世帯

収入申告を行っていない方は税額が確認できないため、最高額で決定します。

正しい保育料を算定するためには、お早めに収入申告を行ってください。

- ・ 収入がなかった方は、ゼロ申告が必要です。
- ・ 扶養に入っている方は、被扶養者として申告が必要です。

（税申告については、那覇市市民税課（TEL：861-3328）へお問い合わせください。）

④ 祖父母の税額を合算する場合があります

保護者の収入が生活保護基準に満たない場合は、同一世帯の祖父母のうち収入が高い方の税額を合算して、保育料算定を行うことがあります。（祖父母合算といいます。）

祖父母合算を解除したい場合は、保護者の収入が増加したことが分かる次の書類をご持参のうえ、窓口でお申し出ください。

- ・ 就労証明書（直近3か月分の実績の記載があるもの）
- ・ 給与明細書など、収入が分かる書類（直近3か月分）

保育料及び階層の変更対象となる方（以下「保育料」で説明します）

⑤ 保育料の減額免除制度があります

次のいずれかに該当する世帯は保育料が安くなる場合がありますので、申請書の「保育料算定項目」にご記入ください。該当事由を確認するため、必要に応じて次の書類提出をお願いすることがあります。

また、里親や被災者の方についても保育料が減免できる場合がありますのでお問い合わせください。

世帯の状況	提出書類
生活保護世帯	生活保護受給証明書（世帯全員が記載されているもの）
ひとり親世帯	次のうちいずれか1つ <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当受給者証の写し ・母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し （※「子ども医療費助成金受給資格者証」ではありません。） ・戸籍謄本（婚姻していないことがわかるもの）
未婚のひとり親世帯（※）	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本（婚姻歴がないことがわかるもの） ・申請書（窓口でご記入ください）
在宅障がい者(児)がいる世帯	次のうちいずれか1つの写し 特別児童扶養手当受給者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、または障害基礎年金証書の写し

（※）未婚のひとり親について

配偶者と死別または離別した場合は寡婦(夫)控除という税控除の制度があるため保育料の負担も軽減されますが、未婚の場合はこの適用がないため、保育料の負担軽減がなされません。そのため、未婚のひとり親を寡婦(夫)とみなすことで離別した場合と同様に保育料算定を行い負担軽減を図るための制度です。これにより保育料が安くなる場合がありますのでご相談ください。

（すでに税制上の寡婦(夫)控除を受けている方は対象外です。）

⑥ 多子軽減について

児童の兄や姉がいる場合、次の表の対象となるきょうだいの人数に応じて保育料が安くなる場合があります。

認定（P.3参照）	対象世帯	対象となるきょうだい（同一生計に限る）
1号認定	市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯	年齢に関係なくのきょうだいの数
	市町村民税所得割額が77,101円以上の世帯	小学3年生までのきょうだいの数
2号認定 3号認定	市民税所得割57,700円未満の世帯 （ひとり親や在宅障がい者のいる世帯は77,101円未満の世帯）	年齢に関係なくきょうだいの数
	上記以外	対象施設（※2）に在籍している未就学のきょうだいの数

※1 対象世帯は、世帯の市町村民課税額で決まります。

※2 対象施設は、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、企業主導型保育園、特別支援学校幼稚部、または、児童発達支援又は医療型児童発達新サービス利用者です。

那覇市内の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業・幼稚園に在籍している児童は市で確認できるため届出不要ですが、それ以外の施設に在籍している場合は証明書類（在園証明書など）をご提出ください。

保育料及び給食費のお支払方法

保育料と給食費のお支払いには、次の表のとおり那覇市徴収と、施設徴収の2種類があります。那覇市徴収は毎月20日が納付期限ですが、施設徴収は納付期限が異なりますので各施設へお問い合わせください。

	私立保育園	小規模、事業所内	私立、公私連携こども園	公立、公立みらいこども園	私立幼稚園
保育料	市徴収	施設徴収	施設徴収	市徴収	施設徴収
給食費	施設徴収	—	施設徴収	市徴収	施設徴収

市徴収の園で、口座振替手続きをしたのに納付書が届いた場合は、銀行などからの書類がまだ那覇市へ到達していないため、口座登録が完了していません。登録完了後に口座振替開始通知でお知らせいたしますので、振替開始月までは納付書での納付をお願いします。